

# 業 務 説 明 書

## 1 趣旨

本業務については、牛海綿状脳症対策特別措置法（平成14年法律第70号）に基づき起立不能牛等を対象とした牛海綿状脳症検査及び死亡牛の適正処理を推進するため、県が整備した県北家畜保冷保管施設への死亡牛の搬入管理、検査材料採取の補助及び施設管理等を行う必要があることから、4の応募要件を満たし、本業務の履行の参加者（以下「応募者」という。）の有無を確認する目的で、当該業務への参加意思及び当該業務に必要な要件を満たすことを確認する書類（以下「参加意思確認書」という。）の提出を公募するものです。

公募の結果、応募者がいない場合又は4の応募要件を満たすと認められる者（以下「応募要件を満たす者」という。）がいない場合にあつては、農林水産部長が別途選定する者との随意契約手続に移行します。

応募要件を満たす者が2者以上いる場合にあつては、一般競争入札に移行します。この場合、当該応募要件を満たす者は、一般競争入札に参加することができます。

応募要件を満たす者が1者の場合にあつては、当該応募要件を満たす者を契約予定人として決定します。

## 2 業務概要

- (1) 業務名 牛海綿状脳症防疫対策事業に係る県北家畜保冷保管施設管理運営業務委託
- (2) 業務内容 施設管理業務、牛海綿状脳症検査に係る補助業務等
- (3) 履行期間 令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

## 3 業務の詳細な説明

別添仕様書のとおりです。

## 4 応募要件

応募にあつては、以下の要件を満たすものとします。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てをしている者若しくは再生手続開始の申立てがされている者（同法第33条第1項に規定する再生手続開始の決定を受けた者を除く。）又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更正手続開始の申立てをしている者若しくは更正手続開始の申立てがされている者（同法第41条第1項に規定する更生手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。
- (3) 岩手県から指名停止等措置基準に基づく指名停止の措置を受けていない者であること。
- (4) 最近1年間の法人税、事業税、消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。
- (5) 暴力団又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制の下にある団体に該当しない者であること。
- (6) 岩手県県北家畜保健衛生所管内（久慈市、二戸市、下閉伊郡のうち普代村、九戸郡、二戸郡）に本社、支店又は主たる営業所を有するもので、本業務の実施について、岩手県県北家畜保健衛生所の要求に応じて即時に対応できる体制を整えていること。
- (7) 玉掛け技能有資格者2名を業務に従事させることができること。

## 5 説明書に対する質問受付期間、質問受付担当、質問方法及びその回答方法

- (1) 説明書に対する質問受付期間

説明書の交付を開始した日の翌日から5日間とします。（岩手県の休日に関する条例（平成元年条例第1号）第1条に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除く。）

- (2) 質問受付担当  
7の(1)に同じです。
- (3) 質問方法  
書面にて7の(1)あてに持参、郵送又はFAXにより提出してください。電話による受付は行ないません。
- (4) 回答方法  
書面による回答をホームページに掲載します。

## 6 参加意思確認書について

- (1) 作成様式  
別添様式1によります。
- (2) 留意事項
  - ア 様式1の記載にあたっては、注意書き等を十分に確認願います。
  - イ 参加意思確認書が提出期限までに到達しなかった場合は、参加意思確認書を無効とします。
  - ウ 参加意思確認書の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担となります。
  - エ 提出された参加意思確認書は返却しません。
  - オ 提出された参加意思確認書は、参加意思確認書の審査以外に提出者に無断で使用しません。
  - カ 提出期限以前における参加意思確認書の差替え及び再提出（応募者の自発的な申出により行われた場合に限る。）は認めますが、提出期限以後における参加意思確認書の差替え及び再提出は認めません。
  - キ 参加意思確認書に虚偽の記載をした場合は、当該参加意思確認書を無効とするとともに、虚偽の記載をした者に対して指名停止等を行うことがあります。
  - ク 応募要件を満たさない旨の審査結果通知書を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して7日（県の休日を除く。）以内に、書面により、岩手県農林水産部長に対して応募要件を満たさないとされた理由についての説明を求めることができます。
  - ケ 岩手県農林水産部長は、応募要件を満たさないとされた理由についての説明を求められたときは、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して10日以内に、書面により回答します。

## 7 手続等

- (1) 担当  
〒020-8570 岩手県盛岡市内丸10-1  
岩手県農林水産部畜産課  
電話 019-629-5729  
FAX 019-623-0201
- (2) 参加意思確認書の提出期限、場所及び方法  
令和7年3月4日（火）17時00分 必着  
提出場所は、(1)に同じです。  
直接持参又は郵送（簡易書留郵便等推奨）により提出してください。

## 8 その他

- 関連情報を入手するための照会窓口 7の(1)に同じです。